

社会福祉法人春光保育園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春光保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

社会福祉法人 春光保育園 役員等名簿

令和7年6月14日現在

職 名	氏 名
理事長	石川琢道
理事	門松好克
理事	岩瀬忠司
理事	高野 章
理事	伊藤悦充
理事	石川聖美
監事	星崎政光
監事	内田澄男
評議員	鈴木英一
評議員	高田佳孝
評議員	鈴木一彦
評議員	星崎良浩
評議員	吉川龍生
評議員	湯山三和子
評議員	江藤恵美子